

平成22年9月29日

社団法人 金融先物取引業協会

## 会員に対する処分について

本協会は、本日、本協会の会員に対し、下記のとおり定款第19条第1項に基づく処分を行いました。

### 記

1. 処分を受けた協会員名  
リテラ・クリア証券株式会社

2. 処分内容  
謹 責

#### 3. 処分理由

同社インターネット企画部は、平成21年10月5日から12月11日、及び平成22年1月4日から3月31日の間、取引所為替証拠金取引(くりっく365)の新規口座開設顧客を対象とした手数料割引キャンペーンを実施することに伴い、システム委託業者に対し、当該対象口座の手数料項目の設定に係る指示を行った。しかし、同社が当該システム委託業者に対し適正な指示を行っていなかった為、システム委託業者がシステム設定する際、これらの口座について誤った設定がなされたことから、当該口座の一部はロスカット取引が適正に執行されない状況となっていた。

他方、同社の社内規程においては、「担当部店(インターネット企画部)が顧客の建玉、損益、証拠金等の状況について法定帳簿等により把握するものとする」と規定しているものの、担当部署であるインターネット企画部がシステムに誤作動が生じることはないと過信していたこともあったことから、平成22年2月1日から同年2月12日の間、ロスカット取引の執行状況について確認することはなかった。

このような状況下、ロスカット規制が完全施行となった平成22年2月1日以降、同社の定めるロスカット水準(75%)を下回っているにも拘らず、9件(8口座)の取引についてロスカットが適正に行われておらず、このうち7件(6口座)の取引については、当該ロスカットルールに基づく計算方法により算出される額以上に損失が生ずることとなった。(1口座については、未収金79,668円が発生した。)

#### (3) 処分の理由

同社の行った違反行為は、金融商品取引法第40条に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の2及び第21号の3並びに、金融先物取引業務取扱規則第3条及び金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則第3条に違反するものである。

以上より、定款第19条第1項第3号の規定に該当すると認められることから、同項に基づき、処分を行うことが相当と考えられます。

#### 4. その他

処分と併せて、同日付で、定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理体制の充実、強化を徹底するよう勧告を行いました。

以 上